

令和 8 年第 2 回本巣市議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 4 日（木曜日）午前 9 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 報告第 7 号 令和 7 年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 議案第 30 号 本巣市農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 31 号 令和 8 年度本巣市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	坂 下 裕 久	2 番	堀 田 靖 則
3 番	翠 昭 博	4 番	高 橋 知 子
5 番	瀬 川 照 司	6 番	飯 尾 龍 也
7 番	片 岡 孝 一	8 番	高 橋 時 男
9 番	澤 村 均	10 番	高 橋 勇 樹
11 番	今 枝 和 子	12 番	高 田 浩 視
13 番	河 村 志 信	14 番	鏑 本 規 之
15 番	臼 井 悦 子	16 番	大 西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	谷 口 博 文
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	林 晃 弘
企 画 部 長	林 玲 一	市 民 部 長	加 納 正 康
健康福祉部長	磯 部 千恵子	産 業 経 済 部 長	瀬 川 清 泰
都市建設部長	加 藤 知 也	水 道 環 境 部 長	青 木 竜 治

教育委員会
事務局 長

高 木 孝 人

会計管理者

井 尾 昌 宏

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 横 山 勝 史

議 会 書 記 大久保 守 康

議 会 書 記 廣 瀬 知 倫

議 会 書 記 八 木 孝 佑

開会の宣告

○議長（今枝和子君）

ただいまから令和8年第2回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今枝和子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 片岡孝一議員と8番 高橋時男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（今枝和子君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの23日間とし、6月5日から6月15日、6月18日から6月25日までを休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりにすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（今枝和子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、会議について報告させていただきます。

最初に、東海市議会議長会の第109回定期総会が4月23日に静岡市のホテルアソシア静岡にて開催され、副議長と共に出席しましたので報告いたします。

会議は、会務報告についての報告を受け、続いて議案審議に入り、各県から提出された議案4件並びに令和7年度議長会会計決算、令和8年度議長会の負担金及び令和8年度議長会会計予算の議案について、原案のとおり可決・承認されました。また、次期定期総会開催市の決定、令和8年度議長会役員の選任及び全国市議会議長会次期会長候補者を協議し、原案のとおり可決・承認されました。これにより、定期総会の次期開催地については三重県伊勢市、全国市議会議長会会場候補市

については愛知県名古屋市となっております。

なお、この東海市議会議長会定期総会において、議員20年以上の特別表彰として臼井悦子議員が受賞されております。

次に、令和8年度中濃十市議会議長会議が5月12日に各務原市役所において開催され、副議長と共に出席しましたので報告いたします。

会議は、令和7年度会務報告について、原案のとおり承認され、続いて議案審議に入り、令和7年度議長会会計決算、令和8年度議長会会計予算及び役員の選任について、原案のとおり可決・承認されました。その後、協議事項である令和8年度行事予定について、原案のとおり承認され、続いて次期開催地決定については、次期開催地を可児市とすることについて決定されました。

次に、全国市議会議長会の第102回定期総会が5月27日に東京都千代田区の東京国際フォーラムにて開催され、出席しましたので報告します。

会議では、一般事務及び令和6年度一般会計、表彰基金及び職員退職基金の各会計決算並びに令和8年度各会計予算についての説明があり、その後、各委員会の活動報告を受け、全てが承認されました。

次に、議案審議として、部会提出議案26件、会長提出議案5件が提出され、審議が行われましたが、全議案とも原案のとおり可決・承認されました。

最後に役員改選が行われ、部会長、理事、評議委員及び各委員会委員が選任されました。

なお、この全国市議会議長会総会において、議員20年以上の特別表彰として臼井悦子議員が受賞されております。

以上、会議について報告いたします。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いいたします。

委員長 高橋知子議員。

○議会だより編集特別委員会委員長（高橋知子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第90号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、3月に開かれました第1回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、本巣市のセントラルゾーン周辺写真を掲載しました。

2ページからは、令和8年第1回定例会開かれる、討論、議案及び審議結果など、委員会活動、議員研修、一般質問、議員活動日誌、議会開会のお知らせ、特集の順に掲載しました。特集では、表紙の写真に合わせてセントラルゾーンについて特集いたしました。

今回は、令和8年3月18日、3月26日、4月2日、4月9日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、第2回定例会の内容を主なものとして、8月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（今枝和子君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、明治安田生命保険相互会社との間で包括連携協定を3月25日に締結いたしましたので、御報告を申し上げます。

明治安田生命保険相互会社とは令和元年10月1日に健康増進に関する協定を締結し、市内イベントへの出展協力や地元応援募金などを通じて、市民の健康増進に市と共に取り組んでいただいております。

今回、同社から、今まで以上に地域に密着したパートナーとなり、地域創生にも共に取り組んでいきたいとの相談を受けたことから、連携事業を拡大した包括連携協定を締結するに至りました。この協定の締結により、これまでの健康増進に関することにとどまらず、男女共同参画や産業、観光、スポーツ振興など地域に密着した9つの分野において同社と連携・協力した取組を進めていくことで、市民の健康増進のみならず、地域活性化や市民サービスの向上につながるものと期待をしているところでございます。

次に、株式会社デベロップ及び山興住宅株式会社との間で、災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定を5月12日に締結いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、協定締結日の翌日5月13日に、株式会社デベロップが運営するコンテナホテル「HOTEL R9 The Yard本巣」が本巣市政田内にオープンいたしました。ホテルの規模は、敷地面積が約2,000平米で、客室数43室、駐車台数が46台となっております。このコンテナホテルは、1客室が1台のコンテナとなっており、移動が可能なホテルということが最大の特徴であり、その特徴からレスキューホテルと言われています。実際に、災害時等にはレスキューホテルとしてこれまで7回の出動要請を受けており、その実績も高く評価されていると聞いております。

今回、この特徴を最大限生かすために、株式会社デベロップ及びレスキューホテルの一部を所有する山興住宅株式会社から相談があり、協定を締結するに至りました。

この協定の締結により、地震等の災害が発生したときには、避難所としてレスキューホテルを提供していただけるようになりました。これにより、災害発生時からの迅速な対応が可能となり、個室空間を活用した避難所生活におけるストレス対策について大きな効果が期待されるところでございます。

今後も市民の皆様の安全・安心を確保するために、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第5号及び日程第5 報告第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第4、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）及び日程第5、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日、本巢市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、詳細につきましてはいずれも市民部長から御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（今枝和子君）

報告第5号及び報告第6号の補足説明を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要1ページを御覧願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことにより、所要の改正を行ったものでございます。

なお、今回の改正につきましては、軽自動車税、個人市民税、固定資産税が主な改正点でございます。

それでは、改正内容につきまして御説明させていただきます。

最初に、軽自動車税でございますが、①本則の改正、ア、第18条の3関係（納税証明事項）から

第91条関係（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）につきましては、地方税法第450条等の改正により、軽自動車税の環境性能割が廃止され、軽自動車税種別割を軽自動車税に改めることに伴いまして、それぞれ条文を整備するものでございます。

恐れ入ります。4ページを御覧ください。

②附則の改正になりますが、サ、第15条の2関係から第16条の2関係につきましても、環境性能割を廃止し、軽自動車税種別割を軽自動車税に改めるため、条文を整備するものでございます。

また、16条関係、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、併せて地方税法附則第30条の改正により、軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期限を令和10年度まで2年延長するものでございます。

なお、環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分につきましては、国が安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当てすることとされております。

次に、個人市民税でございますが、1ページにお戻り願います。

本則の改正、イ、第33条関係（所得割の課税標準）につきましては、地方税法第313条の改正により、大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で配当割の対象とされたことに伴い、条文を整備するものでございます。

2ページを御覧願います。

ウ、第34条の7関係（寄附金税額控除）と、3ページを御覧願います。

附則の改正のエ、第7条の4関係（寄附金税額控除における特例控除額の特例）につきましては、所得税法等の一部改正により、復興特別所得税の課税期間を令和30年度まで10年延長し、また防衛特別所得税が創設されたことにより、地方税法附則第5条の6に規定する寄附金税額控除の算定割合が改正されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、オ、第36条の3の3関係（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）につきましては、地方税法第317条の3の3の改正に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲が見直されたことにより、条文を整備するものでございます。

②附則の改正、ア、第6条関係（特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）につきましては、地方税法附則第4条の5の改正により、いわゆるセルフメディケーション税制の適用期限を廃止するものでございます。

3ページを御覧願います。

ウ、第7条の3の2関係（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）につきましては、地方税法附則第5条の4の2の改正により、適用期限を令和25年度まで5年延長するものでございます。

オ、第8条関係（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）につきましては、地方税法附則第6条の改正により、適用期限を令和12年度まで3年延長するものでございます。

カ、第9条の2関係（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）につきましては、地方税法附則第7条の3の改正により、寄附金税額控除に係る申告の特例等が改正されたことに伴い、

条文を整備するものでございます。

4 ページを御覧願います。

ス、第17条の2 関係（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）につきましては、地方税法附則第34条の2 改正により、適用期限を令和11年度まで3年延長するとともに、その譲渡した土地が地滑り防止区域等に所在する場合には、本特例の適用対象外とする措置を講ずるため、条文を整備するものでございます。

5 ページを御覧願います。

ソ、第19条の3 関係（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）につきましては、地方税法附則第35条の3 の6 の新設により、特定暗号資産取引に係る所得について他の所得と分離する申告分離課税への課税方法等が見直されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

次に、固定資産税でございますが、2 ページを御覧願います。

①本則の改正、カ、第63条関係（固定資産税の免税点）につきましては、地方税法第351条の改正により、免税点の額を、家屋につきましては現行「20万円」から「30万円」に、償却資産につきましては現行「150万円」から「180万円」に引き上げるものでございます。

3 ページを御覧願います。

②附則の改正、キ、第10条の2 関係（法附則第15条第2 項第1 号等の条例で定める割合）につきましては、地方税法附則第15条の改正により、バリアフリー改修等を行った対象建築物が追加されたことにより、条文を整備するものでございます。

また、同条の改正による項ずれに伴い条文を整備するとともに、国の参酌基準に合わせた軽減割合を改正するものでございます。

ク、第10条の3 関係（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）につきましては、地方税法附則第15条の改正により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定する建築物移動等円滑化基準等に適合する旨を証する書類を添付して申告するよう改められたことに伴いまして、条文を整備するものでございます。

4 ページを御覧願います。

コ、第10条の5 関係（令和6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）につきましては、地方税法附則第16条の3 の新設に伴い、被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置を引き続き令和9 年度まで適用するものでございます。

以上が主な改正内容でございます。その他につきましては、地方税法等の項ずれ及び規定の削除等による改正でございます。

なお、この改正の施行期日につきましては、それぞれ括弧書きの記載のとおりでございます。

以上、報告第5 号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第6 号 専決処分の承認を求めることについて（本県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては補足説明をさせていただきます。

議案の概要45ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、所要の改正を行ったものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)第2条関係でございますが、国民健康保険税の基礎課税額であります医療給付費賦課額に係る課税限度額を現行の「66万円」から1万円増額し、「67万円」に引き上げ、令和8年度から創設されました子ども・子育て支援の課税額に係る課税限度額を「3万円」とするものでございます。

(2)第23条関係につきましては、①国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得をそれぞれ見直すものでございます。具体的には、5割軽減につきましては、基礎控除額の43万円に加える被保険者に乗ずる額1人につき現行「30万5,000円」から「31万円」と5,000円引き上げ、2割軽減につきましては、基礎控除額の43万円に加える被保険者に乗ずる額1人につき現行の「56万円」から「57万円」と1万円の引き上げを行うものでございます。

②子ども・子育て支援納付金課税額につきましては、18歳未満被保険者の被保険者均等割額に相当する額を減額するものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は、令和8年4月1日からでございます。

また、改正後の本条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるところでございます。

以上、報告第6号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

報告第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

それでは、ちょっと質問をさせていただきます。

今、説明するのを聞いたわけであります。このことについて、5号について質問をさせていただきます。

この条文の中に軽自動車、括弧としてガソリン車というようなことが記載されているけれども、今この時期、三輪車以上ガソリンを使用するということもあるけれども、二輪車にしても四輪車にしても、今電気自動車というものがあるけれども、そういうものに関しては関係ないということでもいいのかな。

○議長（今枝和子君）

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

今回廃止されました環境性能割というものは、令和元年に10月から、それまでは自動車取得税という形で買ったときに納める税金ということで、それが令和元年から環境性能割ということで課税をさせていただいておりました。その中で、税率のほうで、電気自動車や令和12年度燃費基準が75%達成車は非課税ということになっておりました。12年度燃費基準60%達成車は1%、それ以外は2%というような形で区分されておりました。それが今回、国のほうで、車の取得に対して米国の関税措置が日本の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図ることを目的に、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減させるためにこのような措置を取られたという形で、今回条例のほうを改正させていただいたところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

もう一点、難しい言葉は忘れちゃいますけれども、新たに加えられた国を守るというような形の税金が加えられたというようなふうにありましたけれども、それも地方の税金として加えられるのかな。もし加えられるとするなら、軽減された分の不足分は国が全部面倒を見てくれるというような説明だったと思うけれども、それが加えられるということになれば、国からもらえるものがプラスとマイナスでゼロになる。私に言わせれば、こすい政策かなあというふうに思ったので聞くわけであります。

○議長（今枝和子君）

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

まず、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことによりまして、令和8年度につきまして、今までの環境性能割の部分が収入が減るという部分につきましては、国のほうが特例交付金のほうにもちまして令和8年度は補填すると、それ以降につきましても、国が安定財源を確保するまでしっかり面倒を見るというふうに聞いております。

そのほか、新たに加えられたというところで国が手当てというようなものはございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

新たに加えられたものはないかえ。なけりゃいいんだけど。

○議長（今枝和子君）

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

すみません。寄附金控除のところで、復興特別所得税の課税期間が10年延長、また防衛特別所得税が新たに創設されたということで、令和11年度から防衛特別所得税のほうに課税されるということになっておりますが、それまで、今は復興特別所得税ということで所得税額の2.1%が所得税のほうに加算されているというところなんですけれども、令和11年度以降は逆に復興特別所得税2.1%が1.1%に減りまして、その減った1%を防衛特別所得税という形で合わせて2.1というところで、このところは変わらないというところで、その関係で寄附金税額控除の割合もそれまでの間は変わらないと。ただし、令和30年度まで復興特別所得税が適用期限が延びましたので、その延びました令和31年度以降は逆に防衛特別所得税のみが残る形で1%になるというところで、それ以降は逆に今度寄附金控除の算定が減るという形で、市のほうはその分寄附金控除の額が減るということで、市のほうは歳入がちょびっと、本当に若干ですけれども、増えるというような形になります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

市の財政が厳しくなる可能性があるから、国が面倒を見てくれるということは結構なんですけれども、今言われる復興のほうが減って、その分を国土防衛のほうへ回すということは、市民にとってはプラスとマイナスで何ら関わりがないということで、市民にとっては、払うほうにしてみれば関係がないようなことかなあとと思って聞いたわけでありまして。答弁結構であります。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 飯尾議員。

○6番（飯尾龍也君）

ソの19条の3関係で、暗号資産の総合課税から申告分離課税になる場合に、税率は幾つですか。

○議長（今枝和子君）

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

現行は雑所得として課税されておりました。所得税は所得に合わせて、他の所得と合わせまして5から45%までの累進課税で今まではやっておりましたけれども、個人住民税においては、申告分離課税により5%による課税が導入されるという形になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

6 番 飯尾議員。

○6 番（飯尾龍也君）

一応、だから申告分離課税やとトータルで20%になるんじゃないですか、違いますか。

○議長（今枝和子君）

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

ごめんなさい、答弁の仕方が悪くて。

現行が所得税は5%から45%までの累進、個人市民税のほうは他の所得と合わせて10%ということだったんですけれども、改正後は、所得税においては他の所得と区分して所得税は15%、個人市民税が5%、合わせて20%という形になっております。以上でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 堀田議員。

○2 番（堀田靖則君）

あまり早くてなかなか理解しにくかったんですけれども、4ページのシで、16条の3関係で上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例ということなんですけれども、これは今20%ぐらい引かれているんですけれども、これがどうなるんですか。

○議長（今枝和子君）

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（今枝和子君）

再開いたします。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

すみません、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例、16条の3関係と4関係でよろしかったですか。

地方税法附則第5条の4が削除されたというところで、こちら住宅取得控除の関係の過去の部分、古い適用期限のものが残っていたわけなんですけれども、それが削除されて、今は新しい住宅取得控除の条文がありまして、そちらを適用するということで何ら変更はないという形でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第6号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 報告第7号（上程・説明）

○議長（今枝和子君）

日程第6、報告第7号 令和7年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは説明を申し上げます。

報告第7号 令和7年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

詳細につきましては総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

報告第7号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、報告第7号 令和7年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案の16ページをお開きください。

昨年12月の令和7年度一般会計補正予算（第4号）及び（第6号）におきまして繰越明許費の設定をお願いしました2つの事業と、本年1月の一般会計補正予算（第7号）におきまして繰越明許費の設定をお願いしました2つの事業と、本年3月の一般会計補正予算（第9号）におきまして繰越明許費の設定をお願いしました5つの事業のうち4つの事業の、合わせて8つの事業につきまして、繰越計算書のとおり翌年度への繰越報告をさせていただくものでございます。

なお、第9号にて繰越明許費の制定をお願いしました緊急浚渫推進事業につきましては、円滑に事業が進み、令和7年度内に完成しましたことから、昨年度お認めいただきました9事業から8事業を繰越しとさせていただくものでございます。

恐れ入ります。議案の17ページをお開きください。

8つのいずれの事業につきましても、年度内の完了が困難となり、繰越しをさせていただくものでございます。

それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましては、補正予算におきまして、それぞれの繰越額の限度額といたしまして設定をさせていただきました額でございます。さらにその右側の翌年度繰越額につきましては、実際に令和8年度に繰越しをしました額となっております。さらにその右側は繰越額の財源内訳でございます。

今回繰越しをいたしました翌年度繰越額は、合計いたしますと1億5,557万7,000円でございます。

以上、報告第7号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

以上で報告第7号の報告を終わります。

日程第7 議案第30号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第7、議案第30号 本巣市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第30号 本巣市農業委員会委員の任命についてでございます。

農業委員会の委員の任期が、令和8年7月19日に満了となることから、農業委員会の委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

本案については、19人について議会の同意が求められております。審議は1人ずつ、順次、質疑、討論、採決を行います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより青山正生氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鰐本議員。

○14番（鰐本規之君）

個人の採決等々、また個人のことにについて聞くわけではありませんので、承知おきを願いたいと思います。

今回議案として出された19名の方一人一人のことにについて聞くわけじゃないんですが、私の聞くところによると、推薦人、また立候補された方等々を含めて定員オーバーになったと聞いております。その中において、今回このメンバーが市長の推薦という形で選ばれたと思いますけれども、そこまで行く過程の中において、19名に絞られた経緯についての説明を求めたいと思います。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

経緯になりますけれども、農業委員の推薦や応募がありまして、受け付けた人数が定数を越えた場合の取扱いについてお答えをいたします。

農業委員の選考については、本巣市農業委員選考委員会設置要綱の定めにあります農業委員選考委員会において令和8年3月23日に選考していただきました。推薦者や応募者が農業委員としての諸条件に適しているかを事務局にて事前に調査をし、適正であることを報告させていただき、20人中定員の19人を選んでいただきました。その19名を今回上程させていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鰐本議員。

○14番（鰐本規之君）

ということは、農業委員会のメンバーが委員会を開いて、そして農業委員会のメンバーがメンバーを選んだというふうでよろしいんですか。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

農業委員会の選考委員会のメンバーで最終的に19名を承認していただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鰐本議員。

○14番（鰐本規之君）

今回、農業委員会の選ぶメンバーがどういうメンバーか知りませんが、今私が聞いたのは、現の農業委員会のメンバーが構成委員となって、誰がいいのかを選んだのかということを聞いたわけであります。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

選考委員会のメンバーは7名ございまして、現農業委員会のメンバーは1人会長が含まれておるというだけでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

4回目の質問になりますが、許しますので簡潔にお願いいたします。

14番 鰐本議員。

○14番（鰐本規之君）

議長に申し上げます。

順序を聞かなければ本題の質問になりませんので、本題の質問になってからの答弁が3回なら注意していただいて結構であります。

今の説明を聞く中において、定員オーバーになったものをそれなりに審議して、そして適正であるという人を選んでもらって、今回この議会の中に提案されたということで解釈してよろしいですか。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

はい、そのとおりでよろしいです。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより青山正生氏について採決します。

青山正生氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、青山正生氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより小野島英明氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより小野島英明氏について採決します。

小野島英明氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、小野島英明氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより若原道治氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより若原道治氏について採決します。

若原道治氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、若原道治氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより浅井三津雄氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより浅井三津雄氏について採決します。

浅井三津雄氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、浅井三津雄氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより吉村正男氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより吉村正男氏について採決します。

吉村正男氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、吉村正男氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより柿沼美恵氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより柿沼美恵氏について採決します。

柿沼美恵氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、柿沼美恵氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより石川章氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより石川章氏について採決します。

石川章氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、石川章氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより中村誠基氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより中村誠基氏について採決します。

中村誠基氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、中村誠基氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより田中浩範氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより田中浩範氏について採決します。

田中浩範氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、田中浩範氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより山本茂樹氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより山本茂樹氏について採決します。

山本茂樹氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、山本茂樹氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより鷺見英憲氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより鷺見英憲氏について採決します。

鷺見英憲氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、鷺見英憲氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより高田禮子氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高田禮子氏について採決します。

高田禮子氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、高田禮子氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより高橋秀和氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

全員協議会の中でも少し発言をさせていただいたわけでありますけれども、今回の砂利採掘に関する質疑の中で、今回名簿に上がっている高橋議員については、メンバーの中から、農業委員会のメンバーからも少し批判の声が聞こえていました。どういう形で批判の声が聞こえたかということは、当事者ではありませんけれども、報告のあった人たちの意見を聞くと、今まで反対されていた人が賛成に回ったことが原因ではないかというふうに聞いております。質疑応答の中でどのような

ことがあったかということは、答えられる範疇内で結構でありますので、どうして高橋秀和、その
当時は委員かな、委員に対しての声が上がったのか、分かる範疇内で結構ですので、答弁をお願い
いたします。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

農業委員会のほうでそのような情報はいただいております。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 高橋知子議員。

○4 番（高橋知子君）

この高橋秀和さんのことだけではないんですが、この備考欄において現農業委員というふうに書
かれている方が数名いらっしゃるんですが、つまり現段階から引き継いで農業委員をやられるとい
う方が19名中大変少ないと感じるんですが、毎回このような形で新しい人のほうが多くなるという
ような状況なんでしょうか。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

すみません、前回のデータがちょっと手元にないので、今回は19人中8名が更新されたというこ
とで、あとは女性とか中立とか、いろんな地元推薦で上がってきた方に担当していただくという結
果になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

4 番 高橋知子議員。

○4 番（高橋知子君）

大変重要なことを決めていただく委員会だというふうに聞いていますので、やはりそういった中
で新しい方が多い場合は、市のサポートというか、そういった情報をたくさん今までの委員会より
も入れていく必要があると思いますので、ぜひそういったところを注意していただければなという
ふうに思います。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

本人と私は個人的に非常に親しくさせていただいていますし、また先輩議員でもあるわけであり
ます。けれども、今執行部のほうからの答弁もあったように、そういうようなことがないという答
弁でありましたけれども、何もないなら私のところに報告もないだろうと思っています。

今まで私もそこの中の関係する議員として参加をさせていただいています。その中においては、
いろいろな形で高橋議員が委員長でありますので、高橋委員長がいろんな形でサポート等々してい
ただいていますけれども、それを見る限りでは非常に結構だという思いをしていますけれども、今
回のことについて私の耳に入ってくることを鑑みれば、賛成をするわけにはいきませんので、反対
とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 翠議員。

○3番（翠 昭博君）

私は、高橋秀和さんについては、農業委員として賛成の立場で発言させていただきます。

私も、今、農業議員の立場として参加をさせていただいています。いろいろてきぱきと言われる
中で、いろんな思いがあったんだろうというふうに思いますけれども、農業委員として適正な人だ
と私は思っておりますので、賛成させていただきます。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高橋秀和氏について採決します。

高橋秀和氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、高橋秀和氏の委員任命については同意することに
決定しました。

これより林和代氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより林和代氏について採決します。

林和代氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、林和代氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより山田智之氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより山田智之氏について採決します。

山田智之氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、山田智之氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより翠孝治氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより翠孝治氏について採決します。

翠孝治氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、翠孝治氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより山田豊樹氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより山田豊樹氏について採決します。

山田豊樹氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、山田豊樹氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより後藤克幸氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより後藤克幸氏について採決します。

後藤克幸氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、後藤克幸氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより堀口一平氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより堀口一平氏について採決します。

堀口一平氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、堀口一平氏の委員任命については同意することに決定しました。

以上で、議案第30号 本巣市農業委員会委員の任命についての審議を終わります。

日程第8 議案第31号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第8、議案第31号 令和8年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第31号 令和8年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,173万9,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、生活保護費等負担金の増額、地域未来交付金の新規計上でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、補助対象事業の寄附額の確定に伴う新たな地場産品創出等推進事業補助金の増額、最高裁判決による生活保護費の追加給付に伴う扶助費及び事務費の増額、熱中症対策として、小・義務教育学校の各学級への冷却グッズ専用冷凍庫の導入に伴う事業費の増額でございます。

詳細につきましては副市長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第31号の補足説明を副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、議案第31号 令和8年度本巣市一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,173万9,000円を追加し、総額を193億2,173万9,000円とするものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫負担金、1目民生費国庫負担金546万

3,000円につきましては、平成25年に実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付に対する負担金の増額でございます。

中段の国庫支出金、国庫補助金、1目総務費国庫補助金108万1,000円につきましては、支払通知電子化事業及び多言語通訳システム導入事業に対する交付金の新規計上でございます。

その下、2目民生費国庫補助金46万5,000円につきましては、国庫負担金のところで説明させていただきました最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付事務費に対する補助金の増額で、補助率は10分の10でございます。

下段の県支出金、県補助金、4目農林水産業費県補助金142万2,000円の減額につきましては、生産強化及び地球温暖化適用に必要な設備等の導入に対する支援として、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金269万3,000円の増額、ICTを活用した農業機械等の導入に対する補助金の変更に伴うスマート農業技術導入支援事業費補助金411万5,000円の減額でございます。

8ページを御覧ください。

県支出金、委託金、4目教育費委託金25万9,000円につきましては、弾正小学校のふるさと魅力体験事業に対するふるさと魅力体験事業委託金の新規計上でございます。

繰入金、基金繰入金、4目地場産品創出等基金繰入金211万5,000円につきましては、新たな地場産品創出等推進事業補助金の増に対する基金繰入金の増額でございます。

諸収入、雑入、7目雑入377万8,000円につきましては、退職消防団員に対する消防団員退職報償金の増額でございます。

次に、9ページを御覧ください。

歳出の事項別明細書でございます。

まず、議会費をはじめといたしまして各項目に計上しております職員給与費等につきましては、本年4月1日付の人事異動等に伴う会計年度任用職員を含めました一般職員に係る報酬、給料、職員手当等共済費及び旅費の補正でございまして、予算書の20ページ以降に給与費明細書といたしまして集計したものがございますので、改めて御覧いただければと思います。

それでは、給与費以外の補正につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正の概要の2ページを御覧願います。

5段目の総務費、企画費211万5,000円につきましては、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによる寄附額の確定に伴う新たな地場産品創出等推進事業補助金の増額でございます。

下段の民生費、生活保護総務費46万5,000円につきましては、歳入のところで説明させていただきました生活扶助基準改定に関する最高裁判決による生活保護費の追加給付事務に伴う時間外勤務手当の新規計上、消耗品費及び役務費の増額でございます。

その下、扶助費728万5,000円につきましては、同じく最高裁判決による生活保護費の追加給付に伴う生活保護扶助費の増額でございます。

3ページを御覧ください。

6段目の農林水産業費、農業振興費99万6,000円の減額につきましては、令和8年3月に、ぎふ農

業活性化基本計画が改正され、生産強化及び地球温暖化適用に必要な設備等の導入支援が継続されたことによる元気な農業産地構造改革支援事業費補助金332万3,000円の増額、補助率が高く市の持ち出しのない他の補助事業に変更したこと等によるスマート農業技術導入支援事業費補助金431万9,000円の減額でございます。

下段の消防費、非常備消防費617万6,000円につきましては、歳入でも説明させていただきました退職消防団員10名分に係る退職報償377万8,000円の増額、岐阜県消防操法大会出場に伴う消防団員等出動報酬227万9,000円及び消防用備品11万9,000円の増額でございます。

4 ページを御覧ください。

3 段目の教育費、小学校費394万4,000円につきましては、熱中症対策として下校時にも冷却グッズが効果的に使用できるよう、小学校・義務教育学校（前期課程）の各学級への専用冷凍庫67台分の導入に伴う施設用備品368万5,000円の増額、弾正小学校がふるさと教育の取組として県有施設の見学や体験活動等を行うふるさと魅力体験事業の実施に伴う関係予算としての消耗品費の増額、傷害保険料及びバス借上料の新規計上でございます。

その下、中学校費78万2,000円につきましては、区域外から根尾学園（後期課程）に通学する生徒に対する定期代補助としての通学補助金の増額でございます。

予備費2,239万7,000円につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鰐本議員。

○14番（鰐本規之君）

それでは、少し質問をさせていただきます。

今回、新規事業という形で学童に対する冷凍庫の予算が組み込まれています。このことについて質問をさせていただきます。

この暑さ対策というものは、私が議員になった当初に暑さ対策の問題が黒田議員から一般質問がなされ、そのときの教育長の答弁では、暑さを辛抱するのも教育のうちという意味で、心頭滅却すれば火もまた涼しいというような答弁をいただいたわけであります。

それが端を発して、野田聖子代議士が自民党の総務部長になったときに、現市長である藤原市長と隣に見える臼井議員、そして公明党の舩渡洋子議員、今は亡き江崎議員たち有志で、おめでとうを兼ねて陳情に行ったわけであります。そのときに藤原市長がそのことを覚えておられ、何とか学校に扇風機ではなくクーラーをつけるような予算をいただけないかということをお願いいたしましたところ、分かりましたということで全教室にクーラーがつく予算がついたわけであります。このことは、その当時岐阜県でも、全教室にクーラーがつくということは、県下でも一、二の早さであり、

また全国的に見ても非常に早い対応だったと思っています。そのことによって、本巢の暑さ対策、学校に対する生徒に対する暑さ対策がそれ以後ずうっと進んできているわけであります。

そういう中において、今回は各教室に冷凍庫を配置するという予算が組み込まれてきているわけでありますけれども、これも全国的に見ても非常に少ないであろうと思うし、県下の中においてもこれを設置するということはあまり聞いた記憶がない。また、そういうような提案がなされたということも聞いていない。今までの答弁等々をよく聞いてみますと、他市町村の行動を見てというような答弁が多くありましたけれども、今回はどうしてこの暑さ対策の中、本巢市はそこそこ暑さ対策については他市、他県、また他の学校よりも進んでいるかと思う中において、あえてまたこれが出されたことについて説明を求めたいと思います。

○議長（今枝和子君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは失礼します。

今回の冷凍庫の設置というものですけれども、議員おっしゃられるとおり、県内では私の確認するところでは、県下で1市と1町ぐらいだったかというふうに思っております。

こちらのほうの冷凍庫を設置するに当たりまして、小学校の子どもたちは非常に今ネッククーラーというのを使用しておりまして、こちらを午前中に教室に持ってきて冷凍すると、午後まで非常にまた冷凍が進みまして、大体冷凍したものを40分程度、登下校でもつということで確認しておりまして、子どもの下校の時間を比べますと、40分程度というのが、2キロぐらいまでは非常に涼しい状態で下校できるのかなということで、非常に効果的な対策ではないかということで、今回このような形で設置というものを考えさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鰐本議員。

○14番（鰐本規之君）

今までの学校に対する暑さ対策というのは、学校構内の中のことについてが行われてきたわけでありますけれども、今回は下校という、もう一步進んだところに対する暑さ対策ということで、私個人的には非常に結構な提案だなあというふうに思っておりますので、答弁は結構でございます。終わります。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議員派遣について

○議長（今枝和子君）

日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

6月16日火曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時32分 散会